

Disclosure 2020

福島県信用保証協会

Fukushima Credit Guarantee Corporation



CONTENTS

■ごあいさつ	1
■プロフィール	2
■当協会のあゆみ	3
組織体制	
役員構成	4
組織機構図 ····································	5
■信用補完制度	
信用補完制度とは······	6
信用保証制度のしくみ	7
信用保険制度のUくみ ····································	7
■平成31年度事業報告	
平成31年度事業概況	8
外部評価委員会	9
平成31年度の主な取り組み	· 10
収支計算書	· 16
収支計算書の用語解説	• 17
貸借対照表・財産目録	· 18
貸借対照表の用語解説	· 19
■信用保証の動向	
主要業務数値(5年間の推移)	. 20
項目別保証の動向(平成31年度)	· 21
■経営計画	
第5次中期事業計画(平成30年度~令和2年度)	· 24
令和2年度経営計画	· 25
保証利用のご案内	
ご利用になれる保証の限度額	· 28
保証をご利用になれる方	· 28
責任共有制度	· 29
保証料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 30
主な保証制度のご案内	· 31
経営支援メニューのご案内	
専門家派遣事業	. 34
経営改善計画策定支援事業(通称:405事業)	. 35
経営サポート会議、経営相談会	. 36
創業がっちり! サポート	• 37
■コンプライアンス態勢	
コンプライアンスの取り組み姿勢	. 38
信用保証協会倫理憲章	. 38
コンプライアンス管理体制	. 39
■個人情報保護	
個人情報保護宣言	. 40

ごあいさつ



福島県信用保証協会 会長 畠 利行

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 本年度も当協会の経営計画および事業活動などを掲載したディスクロージャー誌「Disclosure 2020 福島県信用保証協会」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき、当協会の取り組みに ついてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、本県は、東日本大震災・原子力災害から 10 年目に入る中、現在も多くの被災者が県内外での避難生活を続けておりますが、サッカーのナショナル・トレーニングセンター「Jヴィレッジ」の全面再開、JR 常磐線の全線開通、福島ロボットテストフィールドの全面開所など、復興・創生に向け着実に歩みを進めています。また、NHKの朝ドラで、福島市出身の作曲家古関裕而を描いた「エール!」が放映されるなど、本県への注目が高まっており、復興の後押しとなっています。

一方、令和元年東日本台風により県内各地で甚大な被害が発生し復旧途上にある中、今般の新型 コロナウイルス感染症の影響による急激な経済収縮も重なり、県内中小企業等を取り巻く環境は一 層厳しさを増しています。

このような中、当協会は、地域に根差す公的保証機関として、行政や関係機関と連携しながら、 震災・台風被害並びに新型コロナウイルス感染症からの復旧・復興・事業継続に最優先で取り組ん でいるほか、経営課題を抱えた事業者だけでなく、創業や事業承継に関する経営相談やセミナー、 専門家派遣、計画策定などに力を入れ、県内中小企業支援に全力で取り組んでおります。

また今年3月の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構との連携協定の締結により、浜通り地域への産業集積の促進と持続的な発展を県全域へ波及させ、地域経済の発展を目指してまいります。

当協会は、おかげさまで昨年創立70周年を迎えることができましたが、今後も地域経済のセーフティネット機関として、金融支援はもとより、経営支援・事業承継支援・創業支援など価値あるサービスを提供できるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年9月

プロフィール(令和 2年 4月 1日現在)

名 称 / 福島県信用保証協会

設 立 / 昭和24年4月13日

根 拠 法 / 信用保証協会法 (昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号)

り / 信用保証業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図る

ことを目的としています。(定款第1条)

基本財産/227億円(資本金に相当)

(内訳) 基金 63 億円、基金準備金 164 億円

保証債務残高 / 件数 28,525件

金額 2,628 億円

利用企業者数 / 15,210企業

事 務 所 / 本店、郡山支店、白河支店、会津支店、いわき支店、相双支店

役 職 員 数 / 理事 16名 (非常勤 13名)

監事 3名(非常勤 2名)

職員 89名 (男性68名、女性21名)

■シンボルマーク

このシンボルマークは、福島県信用保証協会創立50周年を 記念し制定したものです。

デザインには次のような意味が込められています。





■イメージキャラクター



福島県信用保証協会イメージキャラクター さすけね君®

さすけね君の大きな手は、みんなを支えてサポートするためです。 "さすけね"とは福島の方言で「大丈夫ですよ」「問題ないですよ」 という意味で、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上の悩みも、 信用保証協会にご相談いただければ大丈夫ですよという思いを込めて います。

当協会のあゆみ

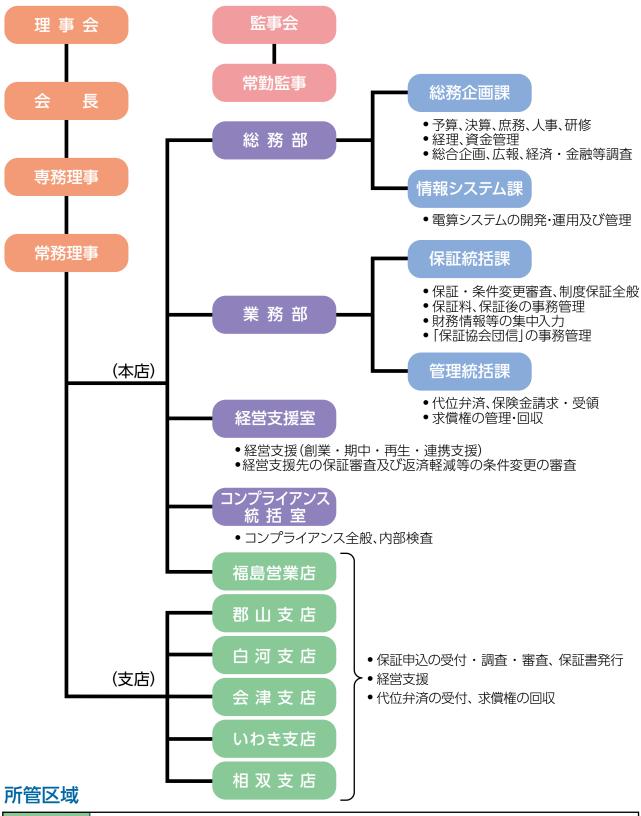
昭和24年 3月19日	社団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
4月13日	社団法人設立認可
5月10日	設立登記完了、業務開始
	事務所を福島市本町17福ビル3階、県中小企業振興本部内に設置
9月12日	財団法人福島県信用保証協会の設立総会開催
10月 4日	財団法人設立認可
11月11日	設立登記完了、業務開始
	福島連絡所を福島商工会議所内に設置
	郡山連絡所を郡山商工会議所内に設置
	白河連絡所を白河商工会議所内に設置
	若松連絡所を若松商工会議所内に設置
	平連絡所を平商工会議所内に設置
	相双連絡所を相双商工会議所内に設置
昭和25年 6月13日	喜多方連絡所を喜多方商工会議所内に設置
9月 7日	中村連絡所(現 相馬連絡所)を中村商工会議所内に設置
昭和26年12月26日	白河連絡所を白河支部に昇格
昭和27年 5月 1日	福島連絡所を福島支部に昇格
7月30日	平連絡所を平支部に昇格
8月 8日	若松連絡所を若松支部に昇格
昭和28年 6月13日	須賀川連絡所を須賀川商工会議所内に設置
12月11日	郡山連絡所を郡山支部に昇格
昭和29年 4月30日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和32年11月 9日	本所事務所を福島市本町17福ビル3階、316号室に移転
昭和33年 9月 9日	相双連絡所を廃止し、相双駐在事務所を設置
昭和34年 3月 1日	各支部の名称を支所に改称、本部を本所と改称
昭和35年 2月12日	相双駐在事務所を相双出張所と改称
昭和38年 1月21日	相双出張所を相双支所に昇格
4月 1日	福島支所を廃止、保証課として本所に併合
6月 1日	本所事務所を福島市大町4番15号福島県商工会館2階に移転
昭和41年10月 1日	平支所の名称をいわき支所と改称
10月 5日	若松支所の名称を会津若松支所と改称
平成12年 3月13日	相双支所を原町市本町1丁目3番地に移転
平成15年 7月22日	本所事務所を福島市三河南町1番20号コラッセふくしま内に移転
平成20年 11月10日	いわき支所をいわき市平字材木町3番地の1に移転
平成23年 5月16日	白河支所を白河市道場小路96番地5白河商工会議所会館内に移転
5月30日	郡山支所を郡山市朝日1丁目27番4号プレシャス朝日ビル内に移転
平成25年 4月 1日	本所・支所を本店・支店に改称、保証課を福島営業店に改称
	会津若松支所を会津支店に改称
11月11日	会津支店を会津若松市南千石町2番19号に移転
平成26年 11月25日	郡山支店を郡山市清水台1丁目3番8号郡山商工会議所会館内に移転

組織体制

●役員構成(令和2年9月1日現在)

会	長	畠		利	行	前 : 福島県副知事
専 務 理	里事	橋	本	明	良	前 : 福島県商工労働部長
常務理	里事	山	内		茂	前 : 福島県信用保証協会業務部長兼経営支援室長
理	事	宮	村	安	治	福島県商工労働部長
理	事	須	Ш	博	行	福島県市長会
理	事	渡	邊	博	美	福島商工会議所会頭
理	事	滝	Ш	康	雄	郡山商工会議所会頭
理	事	渋	Ш	恵	男	会津若松商工会議所会頭
理	事	小	野	栄	重	いわき商工会議所会頭
理	事	満	Ш	盛	護	福島県中小企業団体中央会会長
理	事	轡	Ш	倉	治	福島県商工会連合会会長
理	事	佐	藤		稔	株式会社東邦銀行取締役頭取
理	事	加	藤	容	啓	株式会社福島銀行取締役社長
理	事	鈴	木	孝	雄	株式会社大東銀行取締役社長
理	事	樋		郁	雄	福島県信用金庫協会会長
理	事	須	佐	喜	夫	福島県信用組合協会会長
常勤監	事	エ	藤	章	_	前 : 福島県信用保証協会総務部長
監	事	鈴	木	武	雄	税理士
監	事	鈴	木	清	昭	(公財) 福島県産業振興センター理事長

●組織機構図(令和2年4月1日現在)



福島営業店	福島市、伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡、安達郡
郡山支店	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、田村郡、石川郡(浅川町を除く)
白河支店	白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡浅川町
会津支店	会津若松市、喜多方市、大沼郡、河沼郡、耶麻郡、南会津郡
いわき支店	いわき市
相双支店	南相馬市、相馬郡、双葉郡
·	

信用補完制度

●信用補完制度とは

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、 信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

■信用保証制度

中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、 中小企業者等の資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、信用保証協会は保証料を受領し、 また、融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

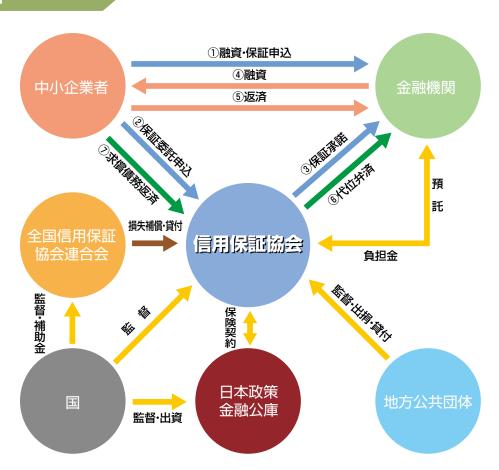
■信用保険制度

信用保証協会は日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った際、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出損金や負担金を受け基金を造成し、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けをし、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

概略図



●信用保証制度のしくみ



- ①② 中小企業者からの融資申込みを受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
 - ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書を発行)します。
 - ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
 - ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
 - ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部が返済できなくなったとき、金融機 関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
 - ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
 - ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。
 - ⑨ 責任共有制度において負担金方式を採用する金融機関は、負担割合に応じた負担金を信用保証協会にお支払いいただきます。

●信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%(てん補率)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。
- ⑥ 信用保証協会は、責任共有制度における金融機関からの負担金について、てん補率に応じた額を日本政策金融公庫に納付します。

組織体制

平成31年度事業報告

●平成 31 年度事業概況

■業務環境

平成31年度の福島県経済は、一部に弱い動きが続くものの、総じてみれば緩やかな回復が続き、当面、震災前に比べて高水準の経済活動が維持されるとみられ、復興需要のピークアウトや通商問題、消費税率引上げが、県内の生産活動や個人消費へどのように影響・波及していくか注視する必要がありました。

このため当協会は、地域に根差す公的保証機関として、引き続き震災からの復興再生を最優先に取り組む一方、金融機関との適切なリスク分担と連携強化、経営支援の着実な推進に努め、とりわけ、低金利状況下における保証料の割高感などから保証利用の低迷が続いている今こそ、利用者が保証料を支払う価値があると思えるよう、顧客目線に立ち、利便性や有用性を高めたサービスの提供を目指して取組むこととしました。

■保証の状況

平成31年度の保証承諾は、県内中小企業等の資金繰りを下支えするべく、「ふくしま復興特別資金」の借換えや、短期継続型保証制度「継続サポート(どっしりくん)」、金融機関との協調融資である「ダブルサポート保証(結)」等の積極推進、及び東日本台風や新型コロナウイルス感染症といった外的要因による保証需要に積極的に応じた結果、8,623件(前期比113.9%)、107,219百万円(計画比107.2%、前期比117.8%)となり、前期から増加しました。

平成31年度末の保証債務残高は、保証承諾の伸長により、28,525件(前期比94.9%)、262,847 百万円(計画比109.5%、前期比100.0%)と前期並みの残高になりました。

区	₩		分 期		前期比		計	画	計	画	比	
			נל	件数	金額	件数	金額	金	額	=1	Ш	Ш
保	証	承	諾	件	百万円	%	%		百万円			%
T木 	弧	小	砬	8,623	107,219	113.9	117.8		100,000		10	7.2
保	証債	務列	高	28,525	262,847	94.9	100.0		240,000		10	9.5
保	証債務	平均	残高	28,957	259,388	91.9	96.1		250,000		10	3.8

■代位弁済及び回収状況

県内中小企業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、大口倒産の減少と関係機関と連携した経営支援体制の強化や、条件変更にきめ細やかに対応するなど、期中支援に努めたことから、代位弁済は467件(前期比90.3%)、4,406百万円(計画比73.4%、前期比82.5%)と前期を下回りました。

一方、求償権・償却求償権回収は、企業の現状を十分に考慮したうえで回収に努力しましたが、無担保求償権や第三者保証人のいない求償権の累増により回収環境は年々厳しさを増しており、回収額(元本)は876百万円(計画比87.6%、前期比92.1%)と減少しました。

区			分	当	期	前,	期 比	計	画	計	画	比
			נל	件数	金額	件数	金額	金	額	-1	ш	ഥ
4	位	弁	済	件	千日	9 %	%		千円			%
16	111	#	ïĦ	467	4,406,37	90.3	82.5		6,000,000		7	73.4
求償	権・償却	7求償権	[]	80	875,87	2 85.1	92.1		1,000,000		8	37.6

■収支の状況、基本財産の推移

積極的な業務推進と経費削減に努め、経常収支差額は440百万円の黒字を確保しましたが、計画より も責任準備金繰入が増加したことや、求償権回収が下回ったこと等から経常外収支差額は371百万円の 赤字となりました。

これにより当期収支差額は、制度改革促進基金取崩額5百万円を含め、74百万円の黒字となりました。この処理については、36百万円を収支差額変動準備金へ、38百万円を基金準備金へ繰り入れ、財政基盤の強化を図っております。(詳しくは収支計算書をご覧ください。)

基本財産の推移

27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
219 億 4 百万円	222 億 85 百万円	226 億 7 百万円	227 億 6 百万円	227 億 43 百万円

●外部評価委員会

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、公認会計士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しております。

令和2年度は6月15日、7月10日の2回開催され、年度経営計画(平成31年度)の評価について講評を受けました。外部評価委員会の評価と意見及びそのアドバイスを踏まえ作成した自己評価については、ホームページで公表しております。

(当協会ホームページ https://www.fukushima-cgc.or.jp/)





体制

●平成 31 年度の主な取り組み

復興段階に応じた保証、政策保証への取り組み

■ふくしま復興特別資金

震災関連保証制度の中心制度である「ふくしま復興特別資金」については、その制度特性をPRするとともに、積極的に借換保証の提案をした結果、保証承諾は40,281百万円(前期比98.9%)となりました。

H31実績

承諾額 40,281百万円

■ダブルサポート保証"結"

金融機関とのリスク分担・連携強化を目的に創設した協調融資制度「ダブルサポート保証"結"」については、推進に努めた結果、保証承諾は4,901百万円(前期比139.8%)となりました。

H31実績

承諾額 4,901百万円

■継続サポート(どっしりくん)

平成30年4月に創設した、短期継続型保証「継続サポート(どっしりくん)」について、平成31年4月から上限金額を2,000万円(従前1,000万円)に引上げPRに努めた結果、保証承諾は12,957百万円(構成比217.8%)となりました。

H31実績

承諾額 12,957百万円

■令和元年東日本台風関連

令和元年東日本台風と派生した豪雨災害により被災した県内中小企業・小規模事業者の皆さま向けに「令和元年台風19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し相談を受け付けています。

福島県制度「豪雨災害特別資金」を中心として災害復旧並びに資金繰り支援を積極的に行った結果、同災害に起因する保証承諾は、上記県制度を含め6,480百万円となりました。

H31実績

承諾額 6,480百万円

■新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたす県内中 小企業・小規模事業者の皆さま向けに「新型コロナウイルスに関する 経営相談窓口」を設置し相談を受け付けています。

経営安定関連保証(4号、5号)、危機関連保証並びに同制度を利用した県制度「新型コロナウイルス対策特別資金」を中心として資金繰り支援に最優先で取り組んだ結果、同事象に起因する保証承諾は1.888百万円となりました。

H31実績

承諾額 1,888百万円

創業支援・経営支援の取り組み

■セミナーの開催

福島県信用金庫協会様、福島県信用組合協会様、県内信用金庫様、 県内信用組合様のご協力のもと、県内2地区でセミナーを開催しまし た。平成31年度は「課題解決型セミナー」をコンセプトとし、即事業 経営に活かせる内容としました。

(1) SNS活用セミナー

開催日:令和元年11月13日(水)

開催場所:コラッセふくしま4階 401会議室(福島市)

(2) 飲食店創業応援セミナー

開催日:令和元年11月22日(金)

開催場所:郡山商工会議所会館6階 中ホールB (郡山市)



岩間 裕太郎氏による講演 (SNS 活用セミナー)



遠山 景子氏による講演 (飲食店創業応援セミナー)

セミナー開催のご案内

H31実績

72名 総参加者

内訳

SNS活用セミナー 30名 飲食店創業応援セミナー 42名

■創業 がっちり!サポート

創業計画づくりのサポート、専門家の派遣・計画の策定、創業融資 の相談・保証、創業後のフォローアップまで一貫して当協会がサポー トする「創業がっちり!サポート」。平成30年11月に開始し2期日と なる平成31年度は、3企業が利用しました。

■専門家派遣による経営改善サポート(経営安定化支援事業)

企業の経営改善をサポートするため、福島県中小企業診断協会と連 携し専門家派遣(最大10回)を実施しています。(詳しくは34ページ をご覧ください。)

企業訪問によるニーズや課題の発掘、中小企業診断士による経営診断、 改善計画策定支援などにより、経営課題解決のサポートをしました。

■経営改善計画策定支援事業(計画策定費用の補助)

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関による支援を受けて 経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援を得ることを目指す方 をお手伝いするため、計画策定にかかる費用の一部を補助していま す。(詳しくは35ページをご覧ください。)

H31実績

支援先数 3企業

H31実績

企業訪問	154企業
経営診断	76企業
改善計画策定	47企業

H31実績

■経営相談会、夜間相談会

資金繰りのご相談や経営全般のご相談に対応するため、県内の営業店・ 各支店では、経営相談会、夜間相談会を定期的に開催しています。

平成31年度は35企業から相談をいただき、企業の皆さまが抱える課題の解決に向けたアドバイスや支援を行いました。

H31実績

相談企業

35企業





■福島県中小企業支援ネットワーク会議の開催

県内中小企業の経営支援に係る情報交換会や研修会等を行い、経営改善や再生の目線を揃え、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図ることにより、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的に、平成24年から開催しています。

金融機関・中小企業支援機関との連携

■保証業務研修会の開催

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取り組み等をご説明し、信用保証制度への理解を深めていただき、日頃の業務に役立てていただくため、保証業務研修会を開催しています。

平成31年度は、当協会初の取組みとして、営業店・支店6カ所全ての所在地にて開催し、これまで以上に多くの職員の皆さまにご参加いただきました。



研修会の様子



当協会職員による説明



グループワークの様子

人情報保護

■金融機関・関係機関との勉強会開催

金融機関を含め、県内で活動する中小企業支援機関の皆さまにも信用保証協会を身近に感じていただき、 中小企業・小規模事業者を支援されるにあたり信用保証制度を適切に活用していただけるよう、各地で勉強 会を実施しています。

平成31年度は、各営業店・支店での勉強会のほか、平成31年4月に設置した女性活躍推進プロジェクト チーム「雪うさぎ」による、金融機関の女性職員の皆さまを対象とした勉強会も実施しました。







営業店・支店での勉強会の様子

「雪うさぎ」による勉強会の様子

■創業支援に関する連携(会津商工信用組合)

創業支援強化の一環として、会津商工信用組合と当協会において「あいづしんくみ 福島県信用保証 協会 創業オールインワン」として創業支援に関する連携を図ることとなりました。これにより、創業 されるお客さまへの金融面と非金融面のサービス提供がワンストップでできるようになりました。

~ワンストップで対応~

- ・創業計画のブラッシュアップ
- ・融資案件情報の共有
- 各種制度資金の活用
- ・創業塾、各種相談会での協力
- ・専門家派遣制度の活用

など



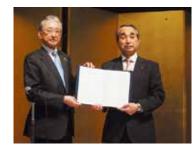
会津商工信用組合 小林 利典理事長(右)と 当協会 帛利行会長(左)

■福島イノベーション・コースト構想の推進に関する連携協定

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下、イノベ機構)と当協会において、 『福島イノベーション・コースト構想の推進に関する連携協定』を締結しました。当協会は今後、参画 する事業者への金融支援やフォローアップ、イノベ機構や当協会の取組並びに同構想の周知・PR等を 行って参ります。

【連携の内容】

- ・構想に参画する事業者の事業上の課題解決に関すること
- ・県内外事業者の浜通り地域等15市町村への進出に関すること
- ・イノベ機構と当協会がそれぞれ実施する取組の情報発信・相互参加に関すること
- ・その他構想の推進に寄与すると認められること



イノベ機構 理事長 斎藤 保様(左) と当協会 畠 利行会長(右)

社会貢献活動

■一斉清掃活動の実施

毎年、全役職員で一斉清掃活動を実施し、各事務所の周辺や駅 周辺のゴミ拾いを行っています。

平成31年度は、平成31年5月7日に実施しました。

■献血協力

近年、人口減少などにより献血者数・献血量ともに減少傾向にあることから、当協会では積極的に献血に協力しています。





広報活動

■商工会議所所報

中小企業・小規模事業者の皆さまに、当協会の取り組みや支援メニュー等を知っていただくため、県内4つの商工会議所所報に広告を掲載しています。









■ホームページの活用

平成31年3月18日に、当協会ホームページを全面刷新しましたが、ご覧になる方の更なる利便性向上のため、平成31年度は、保証制度ページの仕様変更、金融機関専用ページの仕様変更や機能追加を行いました。

〈ホームページURL〉

https://www.fukushima-cgc.or.jp/







■広報誌「保証月報」の発行

毎月、広報誌「保証月報」を作成し、金融機関、地方自治体、中小企業支援機関、報道機関などに 配布しています。誌面では保証動向に加え、当協会の取り組みや企業紹介コーナー、地方自治体コー ナー、Q&Aコーナーなどを展開しています。

平成31年度(平成31年4月号~令和2年3月号)の表紙は、当協会創立70周年を記念して、創立か ら現在までを写真で振り返る企画としました。







地方自治体コーナー



Q&Aコーナー

創立 70 周年記念事業

当協会は平成31年4月13日に創立70周年を迎えました。県内中小企業・小規模事業者の皆さまをは じめ、金融機関、商工団体、行政機関等、関係する皆さまのご支援とご協力に感謝するとともに、顧客 サービスの向上のための"周年事業"として、今年度も様々な取り組みを行いました。

■ 70 周年記念誌の作成

創立70周年を記念し、当協会のこれまでの軌跡を後世に残し、新たな時代に 引き継ぐため、70周年記念誌「七十年のあゆみ」を作成しました。



■ 70 周年記念「経済団体トップセミナー」の開催

金融機関・関係機関の皆さまに対し70周年を迎えることがで きた感謝の意を表すとともに、トップ間の意見交換を活発にす ることで県内経済の発展並びに当協会の利用促進を図ることを 目的として、県内商工団体、金融機関の長の皆さまをお招きし て、70周年記念「経済団体トップセミナー」を開催しました。

セミナーでは、東北経済産業局 局長 相樂 希美 様、株式 会社東邦銀行 取締役頭取 北村 清士 様よりご講演をいただ きました。(役職は、講演当時のものになります。)



●収支計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) (単位:円)

科目	金	額
経常収入	- ALL	2,942,870,301
保 証 料	2,040,083,331	2,3 (2,0, 0,00)
預け金利息	1,311,510	
有価証券利息・配当金	181,857,879	
調査料	0	
延滞保証料	1,512,844	
損害金	21,705,354	
事務補助金	356,976,444	
責任共有負担金	317,995,000	
雑 収 入	21,427,939	
経常支出	21,127,303	2,503,240,507
業務費	1,140,890,665	
役 職 員 給 与	559,460,219	
退職給与引当金繰入	52,791,461	
その他人件費	106,444,280	
旅費	5,486,744	
事務費	201,594,472	
賃 借 料	57,954,708	
動産・不動産償却	37,717,495	
信用調査費	2,741,014	
責権管理費	61,769,904	
指導普及費	26,851,001	
負 担 金	28,079,367	
借入金利息	0	
信用保険料	1,263,020,639	
責任共有負担金納付金	93,401,248	
雑 支 出	5,927,955	
経常 収支差額		439,629,794
経常外収入		6,544,426,209
償却求償権回収金	167,649,874	
責任準備金戻入	1,682,373,746	
求償権償却準備金戻入	410,554,792	
求償権補てん金戻入	4,283,847,797	
保 険 金	4,037,776,615	
損失補償補てん金	246,071,182	
補助金	0	
その他収入	0	6.014.000.012
経常 外支 出	4 000 607 242	6,914,989,913
求賞権賞却	4,980,697,243	
譲受債権償却	0	
有 価 証 券 償 却 雑 勘 定 償 却	10 215 296	
雑 勘 定 償 却 退 職 金	10,215,286	
図 堀 並 責任準備金繰入	4,560,600	
	1,656,872,079 258,093,343	
求償権償却準備金繰入 その他 支 出	4,551,362	
経常外収支差額	4,551,562	△ 370,563,704
制度改革促進基金取崩額		4,551,362
収支差額変動準備金取崩額		4,551,502
		-
		/3.61/.452
当期収支差額変動準備金繰入額		73,617,452 36,000,000

組織

体

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払 う信用保険料のうち、当 該決算期間に対応する額 を計上します。(当期支払 保険料+前期末未経過保 険料+当期末未払保険料 - 前期末未払保険料-当 期末未経過保険料)

責任共有負担金納付金

当年度受領した責任共有 負担金のうち、日本政策 金融公庫に納付した額を 計上します。

求償権償却

年度末求償権のうち、法 的整理の結果回収不能と なって償却した求償権や 当年度受領した保険金相 当額等を計上します。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁 済が想定以上に増加した 場合の備え(支払資金) として、保証債務残高の 一定割合を積み立ててい ます。(洗替え方式)

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ 観点から求償権の回収不 能額を見積もって一定割 合を積み立てています。 (洗替え方式)

当期収支差額

全額基本財産(収支差額 変動準備金を含む) に繰 り入れ、当協会が健全な 経営を行い公共的使命を 果たしていく上で必要不 可欠な基本財産の充実を 図ります。

支出

業務費

常 支 出

経

常

外

支

出

経

責任共有負担金 納付金

信用保険料

求償権償却

責任準備金 繰入

求償権償却 準備金繰入

当期収支差額

収入

保証料

常 収 入

経

預け金利息等

責任共有負担金

責任準備金

戻入

準備金戻入

常 外 収

入

経

金融機関への預け金の受

預け金利息等

保証料

受入保証料のうち、当該

決算期間に対応する額を

計上します。(前期未経過

保証料+当期受入保証料

- 当期末未経過保証料)

取利息と、社債、地方債 等からの利息配当金です。

責仟共有負担金

責任共有制度において負 担金方式を選択した金融 機関が、保証利用実績等 に応じて協会に納める負 担金を計上しています。

求償権償却

求償権 補てん金 戻入

求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策 金融公庫から受領した保 険金と連合会、福島県か ら受領した損失補償補て ん金です。

期中で受領した保険金等 は決算時に求償権補てん 金戻入処理を行い、求償 権を償却(保険金・損失 補償補てん金償却)しま す。

●貸借対照表

(令和2年3月31日現在) (単位:円)

(刊刊と平3月31日現在)	· 方	貸	
			<u> </u>
科 目 現 金	金額 100,000	科 目 基 本 財 産	22,743,480,714
	100,000		6,293,695,500
現金		基金金	
小 切 手	0	基金準備金	16,449,785,214
預け金	11,592,650,292	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	6,753,335,459
普通預金	462,172,353	責任準備金	1,656,872,079
通知預金	0	求償権償却準備金	258,093,343
定期預金	11,124,551,362	退職給与引当金	735,908,893
郵 便 貯 金	5,926,577	損失補償金	2,158,441,212
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	262,846,592,687
有 価 証 券	26,596,920,000	求償権補てん金	0
国	0	保 険 金	0
地 方 債	19,494,920,000	損失補償補てん金	0
社 債	7,100,000,000	借 入 金	3,000,000,000
株式	2,000,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	3,000,000,000
動 産・ 不 動 産	898,836,915	雑 勘 定	5,818,956,025
事業用不動産	851,826,348	仮 受 金	55,667,551
事業用動産	47,010,567	保険納付金	66,002,513
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	2,632,496
損失補償金見返	2,158,441,212	未経過保証料	5,689,312,865
保証債務見返	262,846,592,687	未払保険料	1,692,628
求 償 権	1,168,613,555	未払費用	3,647,972
譲受債権	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
雑 勘 定	709,525,751		
仮 払 金	6,286,496		
保証金	3,100,000		
厚生基金	61,921,416		
連合会勘定	7,855,928		
未収利息	31,151,672		
未経過保険料	599,210,239		
合 計	305,971,680,412	合 計	305,971,680,412
			000,000,000

●財産目録

(令和2年3月31日現在)(単位:円)

(13102	2 + 3/1 3 1 1		(十四・1 1)		
		資	産	負	債
科		Ħ	金額	科目	金額
現		金	100,000	責任準備金	1,656,872,079
預	け	金	11,592,650,292	求償権償却準備金	258,093,343
金	銭 信	託	0	退職給与引当金	735,908,893
有	価 証	券	26,596,920,000	損失補償金	2,158,441,212
そ(の他有価証	正券	0	保 証 債 務	262,846,592,687
動	産・ 不 動	産	898,836,915	求償権補てん金	0
損	失補償金見	1 返	2,158,441,212	借 入 金	3,000,000,000
保	証債務見	」返	262,846,592,687	雑 勘 定	5,818,956,025
求	償	権	1,168,613,555		
雑	勘	定	709,525,751		
合		計	305,971,680,412	合 計	276,474,864,239
		·		正 味 財 産	29,496,816,173

体

貸借対照表の用語解説

借方 貸方 現金・預け金 基本財産 株式会社の資本金に相当 保証利用の促進及び代位 します。出資金としての 弁済の支払準備資産とし 性格を持つ出えん金及び て金融機関へ預託してい 金融機関等負担金、なら ます。 びに収支差額から繰り入 れる基金準備金の2つか 現金・預け金 ら構成されています。 収支差額変動準備金 基本財産 収支差額に欠損が生じた 場合や、急激な保証の増 大等により基本財産の増 強が必要となった場合に は、これを取り崩して、 有価証券 協会経営が不安定になる ことを防ぐことができま す。 安全有利な資産運用を行 うため、社債・地方債等 を保有しています。 責任準備金 将来の不測の事態に備え て年度末の保証債務残高 に対して一定の割合で積 み立てています。 損失補償金見返 収支差額 有価証券 変動準備金 損失補償金 貸方の損失補償金のうち、 地方公共団体が行う損失 地方公共団体等が信用保 補償限度額の見返として 証協会の代位弁済に基づ 計上しています。 く損失につき補償を行う 責任準備金 場合の限度額を計上して います。 求償権償却準備金 求償権 退職給与引当金 代位弁済した金額から、 回収金や日本政策金融公 庫からの保険金等による 借入金 損失補償金 求償権の償却分を控除し た額です。 地方公共団体及び全国信 用保証協会連合会からの 借入金 借入を計上します。 動産・不動産 未経過保険料 損失補償金見返 未経過保証料 当年度中に日本政策金融 公庫に支払った保険料の 未経過保証料 うち、翌事業年度に係る 受入保証料のうち、当該 求償権 決算期間の未経過分(次 部分を計上しています。 年度以降に係る保証料) 未経過保険料 を計上しています。

※ 保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)は同額のため、この表からは除いています。

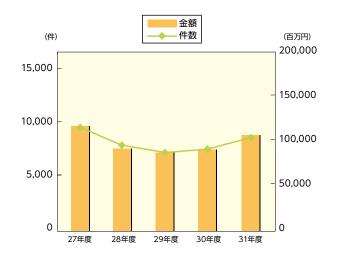
信用保証の動向

主要業務数値(5年間の推移)

保証承諾

(単位:百万円、%)

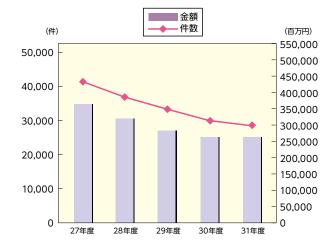
	件数金額		前年度比
27年度	9,573	117,033	95.0
28年度	7,937	92,198	78.8
29年度	7,243	87,664	95.1
30年度	7,568	91,025	103.8
31年度	8,623	107,219	117.8



保証債務残高

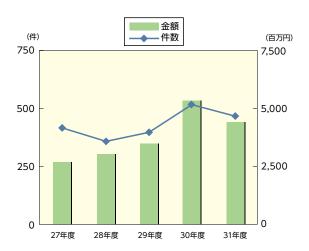
(単位:百万円、%)

	件数	金額	前年度比
27年度	41,458	363,455	91.6
28年度	36,968	319,374	87.9
29年度	33,426	283,465	88.8
30年度	30,052	262,914	92.8
31年度	28,525	262,847	100.0



代位弁済

件数	金額	前年度比
416	3,525	120.4
358	3,025	85.8
397	3,489	115.3
517	5,339	153.0
467	4,406	82.5
	416 358 397 517	416 3,525 358 3,025 397 3,489 517 5,339



●項目別保証の動向(平成31年度)

営業店•支店別保証承諾

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
福島営業店	2,172	26,843	25.0	114.4
郡山支店	2,391	28,881	26.9	118.9
白 河 支 店	532	6,147	5.7	123.4
会 津 支 店	1,437	16,106	15.0	110.6
いわき支店	1,724	22,635	21.1	121.0
相 双 支 店	367	6,607	6.2	131.9
合 計	8,623	107,219	100.0	117.8



営業店•支店別保証債務残高

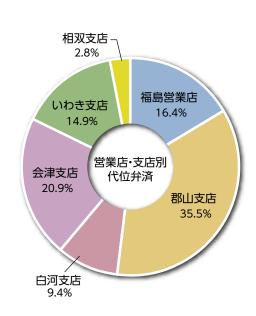
(单位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
福島営業店	7,281	65,230	24.8	99.4
郡山支店	8,683	78,307	29.8	98.0
白 河 支 店	1,814	15,883	6.0	92.5
会 津 支 店	4,749	41,085	15.6	99.6
いわき支店	4,989	49,303	18.8	105.1
相双支店	1,009	13,039	5.0	108.1
合 計	28,525	262,847	100.0	100.0



営業店•支店別代位弁済

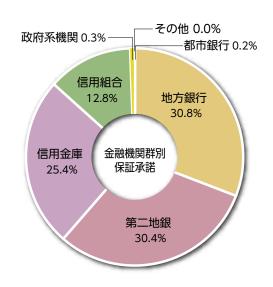
	件数	金額	構成比	前年度比
福島営業店	99	723	16.4	42.7
郡山支店	153	1,564	35.5	89.4
白 河 支 店	21	415	9.4	431.4
会 津 支 店	115	922	20.9	152.2
いわき支店	67	658	14.9	61.7
相 双 支 店	12	124	2.8	98.6
合 計	467	4,406	100.0	82.5
台 計	46/	4,406	100.0	82.5



金融機関群別保証承諾

(単位:百万円、%)

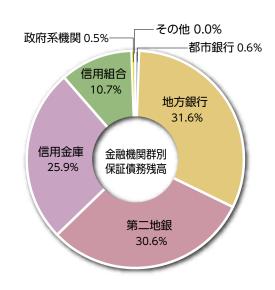
				件数	金額	構成比	前年度比
都	市	銀	行	9	232	0.2	33.5
地	方	銀	行	2,138	33,076	30.8	131.2
第	=	地	銀	2,443	32,548	30.4	117.2
信	用	金	庫	2,468	27,279	25.4	109.8
信	用	組	合	1,553	13,759	12.8	113.0
政	府	系 機	関	12	325	0.3	99.3
そ	(カ	他	0	0	0.0	_
合			計	8,623	107,219	100.0	117.8



金融機関群別保証債務残高

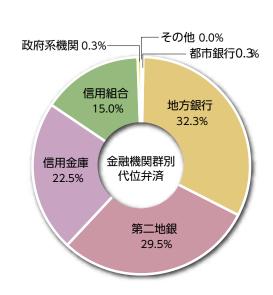
(単位:百万円、%)

					件数	金額	構成比	前年度比
都	市	á	詪	行	114	1,640	0.6	74.5
地	方	á	詪	行	7,378	83,167	31.6	102.6
第	=	ţ	也	銀	8,541	80,562	30.6	97.9
信	用	ŝ	金	庫	8,145	68,091	25.9	99.0
信	用	á	徂	合	4,245	28,002	10.7	103.5
政	府	系	機	関	102	1,385	0.5	92.0
そ		の		他	0	0	0.0	_
合				計	28,525	262,847	100.0	100.0



金融機関群別代位弁済

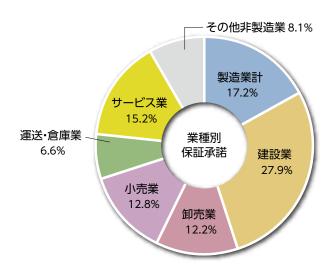
+0 - 00 /-		金額	構成比	前年度比
都市銀行	3	14	0.3	8.2
地 方 銀 行	111	1,425	32.3	64.4
第二地銀	144	1,299	29.5	85.5
信用金庫	121	991	22.5	111.8
信用組合	86	663	15.0	132.5
政府系機関	2	14	0.3	29.2
そ の 他	0	0	0.0	_
合 計	467	4,406	100.0	82.5



業種別保証承諾

(単位:百万円、%)

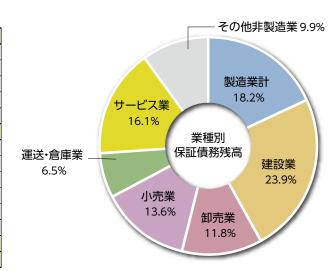
	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	206	3,662	3.4	137.2
機械工業	203	3,224	3.0	128.3
金属工業	156	2,411	2.2	112.0
電気機器工業	108	1,561	1.5	98.4
その他製造業	606	7,582	7.1	127.9
製 造 業 計	1,279	18,440	17.2	124.2
建 設 業	2,652	29,891	27.9	106.9
卸 売 業	905	13,032	12.2	121.3
小 売 業	1,329	13,735	12.8	109.4
運送・倉庫業	366	7,078	6.6	136.9
サービス業	1,302	16,309	15.2	129.7
その他非製造業	790	8,734	8.1	121.7
非製造業計	7,344	88,779	82.8	116.5
合 計	8,623	107,219	100.0	117.8



業種別保証債務残高

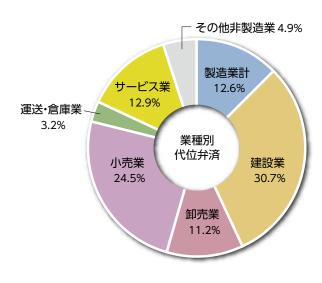
(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年度比
食料品工業	653	8,344	3.2	98.6
機械工業	685	8,123	3.1	103.7
金属工業	561	7,194	2.7	96.2
電気機器工業	403	4,947	1.9	91.6
その他製造業	2,072	19,127	7.3	99.9
製 造 業 計	4,374	47,735	18.2	98.8
建設業	7,630	62,877	23.9	99.9
卸 売 業	2,746	30,993	11.8	99.3
小 売 業	4,609	35,695	13.6	97.3
運送・倉庫業	1,317	17,154	6.5	100.8
サービス業	4,712	42,416	16.1	102.4
その他非製造業	3,137	25,977	9.9	102.6
非製造業計	24,151	215,112	81.8	100.2
슴 計	28,525	262,847	100.0	100.0



業種別代位弁済

	件数	金額	構成比	削年度比
食料品工業	2	151	3.4	85.0
機械工業	2	10	0.2	20.4
金属工業	17	287	6.5	97.1
電気機器工業	9	52	1.2	23.9
その他製造業	17	56	1.3	18.4
製 造 業 計	47	556	12.6	53.2
建 設 業	148	1,352	30.7	122.7
卸 売 業	53	492	11.2	49.0
小 売 業	112	1,080	24.5	82.1
運送・倉庫業	16	142	3.2	126.8
サービス業	63	568	12.9	87.0
その他非製造業	28	216	4.9	201.7
非製造業計	420	3,850	87.4	89.7
合 計	467	4,406	100.0	82.5
合 計	467	4,406	100.0	82.5



体制

経営計画

●第5次中期事業計画(平成30年度~令和2年度)

福島県信用保証協会は、公的保証機関として中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、平成30年度から令和2年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる項目を重点とし取り組んでまいります。

11 復興段階に応じた企業支援の取り組み

- ① 個々の企業の復興段階に応じたきめ細やかで適切な支援に努め、企業の実情に即した各種保証制度を活用し積極的に対応します。
- ② 「震災関連保証」の継続を要請するとともに、特例保険の終了を見据え、代替する制度創設等も働きかけていきます。
- ③ 積極的に企業を訪問し、経営状況やニーズに即した保証制度の提案を行い利用向上を図ります。
- ④ 単なる資金繰り支援に止まらず、金融と経営の一体的支援を進め、中小企業等の経営力の強化に取り組みます。
- ⑤ 新たに開始される「経営者保証を不要とする取扱い等」へ適切に対応します。
- ⑥ 中小企業等の経営改善や事業再生を着実に進めていくため、各種関係機関との連携・協力を推進します。
- ② 未だ震災の影響に苦しむ中小企業等の二重債務問題解消や経営改善の支援について、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の支援期限について周知を行いながら、関係機関と連携し積極的に取り組みます。

🛾 金融機関との適切なリスク分担・連携への取り組み

- ① 金融機関の支援方針を踏まえ、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担を進め、中小企業等の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を図ります。
- ② 金融機関との対話・連携を深めるため、各種施策を実施します。
- ③ 経営等の相談窓口を通して、金融機関を紹介する取り組みに努めます。

経営支援・事業承継等への取り組み

- ① 経営課題を抱える中小企業等については、関係機関と連携し、企業の実情に即した専門家派遣等の支援ツールを活用した経営改善支援に取り組みます。
- ② 創業先、大口先等については、金融機関と連携・協力し、フォローアップ体制の充実を図りながらきめ細やかな期中支援に取り組みます。
- ③ 返済緩和の条件変更を行うなど、財務上の問題を抱える中小企業等について、関係機関と連携し再生支援や経営改善支援に取り組みます。
- ④ 経営者が高齢化している中小企業等に対し、事業承継関連保証制度の利用促進を図りながら、関係機関と連携し、事業承継の支援に取り組みます。

4 効率性を重視した管理・回収への取り組み

- ① 震災の被災者については、実態把握に努め、実情に即したきめ細やかな対応と継続した折衝により回収の促進に取り 組みます。
- ② 早期に債務者等の実態を把握することで適切な求償権管理と回収策を講じ、定期回収の底上げ・一括返済の促進を図ります。
- ③ サービサーを有効活用し、また、綿密な連携を図ることにより回収を促進します。

⑤ 信頼され、求められる存在となるための取り組み

- ① 多様化するニーズに対応するため、採用活動や研修内容の見直し、中小企業診断士等の資格取得の奨励により、人材の確保・育成、職員の資質向上を図ります。
- ② 持続的な運営を確立し、県内中小企業のセーフティネットとしての機能を確実に果たすことができるよう、効率的な経営に努めるとともに、国・県等に対して補助金等の増額、損失補償制度の充実などの財政支援について要望していきます。
- ③ これまで以上に信頼・必要とされる存在となるため、広報手段の多様化や質的向上に取り組み、金融機関・関係機関との連携強化、中小企業等に対する協会業務の周知・浸透を図ります。
- ④ 新システムの安定運用と信用補完制度改正に伴うシステム対応等について、共同化システムセンターと連携して取り組みます。
- ⑤ 平成30年度コンプライアンス・プログラムを策定し、法令の遵守に努めるとともに、リスク管理とコンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ⑥ 個人情報漏えい防止のための対応と個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底を図るための研修に取り組みます。
- ⑦ 事業継続計画 (BCP) の周知徹底を図ります。
- ⑧ 次年度の創立70周年に向け、周年記念事業等の実施準備を進めます。

●令和2年度経営計画

1 業務環境

復興需要のピークアウトや新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の変調に加え、他県と比較して急速に進行している少子高齢化や人手不足、直近の暖冬・少雪の影響等により、景況感は地域や業種で差が生じています。

特に、県内の企業倒産は震災前と比較して低水準にはあるものの、復興需要のピークアウト等を背景に傾向としては増加基調にあるうえ、後継者難による廃業も多く、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後については、震災からの復興・創生期間の終了や消費税増税に伴うキャッシュレス決済のポイント還元の終了、新型コロナウイルス感染症問題の長期化等が景気の押し下げ要因となる懸念がある一方、東日本台風等の復旧関連工事の本格化、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積の進捗等による好循環が、県内中小企業・小規模事業者にどのように波及していくか注視する必要があります。

2 業務運営方針

本年度は第5次中期事業計画の最終年度であるとともに、東日本大震災・原子力災害からの復興・創 生期間の最終年度でもあります。

これまでに、国・県等による各種施策の実行により、除染の進捗、復興公営住宅や商業施設の整備、 東北中央自動車道やふくしま復興再生道路の整備、常磐自動車道やJR常磐線の再開通といった、住ま い・まち・インフラの整備復旧が進んだほか、福島イノベーション・コースト構想を軸とした新たな産 業集積や拠点整備が進むなど、本県の復興は着実な歩みを見せています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等に伴う中小企業・小規模事業者の休廃業といった構造的な問題に加え、昨年度後半以降、東日本台風や消費税増税などの影響や、新型コロナウイルス感染症の拡大を主因とした国際情勢の不安定化の影響等から、景気回復に向けた動きが足踏み状態となっています。

このため当協会は、地域に根差す公的保証機関として、震災及び豪雨被害からの復興再生と新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける事業者への支援を最優先に取り組む一方、事業承継をはじめとする経営支援の着実な推進、金融機関との適切なリスク分担と連携強化により、地域経済の下支え・活性化に努めます。

とりわけ、低金利状況下における保証料の割高感が続いている今こそ、利用者が保証料を支払う価値があると思えるよう、顧客目線に立ち、利便性や有用性を高めたサービスの提供を目指して取り組み、利用度の向上に努めます。

3 重点課題の取り組み

【保証部門】

震災からの復興再生や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への資金繰り支援等に万全を 期すとともに、新たな信用補完制度の下、金融機関とは対話を通じ適切なリスク分担・連携強化を進 め、個々の企業の実情に即した保証に取り組み、県内中小企業等の振興・発展を図ってまいります。

- (1) 復興復旧段階に応じた企業支援の取り組み
- (2) 事業承継をはじめとする事業者のライフステージやニーズ等に応じた取り組み
- (3) 金融機関との適切なリスク分担・連携への取り組み

【期中管理・経営支援部門】

既に経営の安定に支障を来たしている先や条件変更先には、関係機関との連携を強化し、早急に経営 改善の支援や借換等による返済正常化に取り組むなど、代位弁済の抑制に努めます。

また、経営者の高齢化の進展や原子力災害に伴う中小企業等の休・廃業が進む中、創業支援や事業承継への支援など地域経済に活力を与える取り組みについても進めていきます。

課題解決にあたっては、金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化しながら、取り組みを進めていきます。

- (1) 創業支援の強化
- (2) 期中支援・事業承継支援の強化
- (3) 再生支援の強化
- (4) 連携支援の強化

【回収部門】

被災した求償債務者等に対しては、その復興・生活再建状況に応じ、引き続き柔軟な対応に努めます。また、早い段階で適切な回収方針を決定するとともに、サービサーの有効活用等により効率性を高めつつ回収の最大化を図っていきます。「経営者保証に関するガイドライン」等の公的施策については、求償債務者等の事業再生や事業生産への着手等、取り組み意欲の増進が図られるようその趣旨に即した対応に努めます。

- (1) 被災者への対応
- (2) 早期回収の着手
- (3) 実情に即した適切な回収方針
- (4) サービサーの有効活用

【その他間接部門】

公的保証機関として社会的責任を果たすため、また、地域社会の一員として今まで以上に信頼され、必要な存在となるため、法令や社会規範の遵守に努めるとともに、安定した財政基盤と運営体制を確保していきます。そのために、業務の効率化による人的資源の確保、多様化する顧客ニーズ等に対応できる人材の育成等を通じ、「保証料を支払う価値のあるサービス」を提供し、顧客満足度を高めてまいります。

- (1) 総務関係
 - ①業務の効率化と人材育成・人材確保・健康経営に向けた取り組み
 - ②財務基盤の強化
 - ③事業者への支援強化と保証利用度向上に向けた内部連携・サポート
- (2) 広報関係
 - ①情報発信力の強化
- (3) システム関係
 - ①システムの安定運用及び関係機関との連携対応
 - ②システムの新規開発・変更時の円滑な対応
- (4) コンプライアンス関係
 - ①内部検査態勢の充実
 - ②法令等遵守の推進と個人情報漏えい防止など情報セキュリティ態勢の強化
 - ③反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止
 - ④災害時における事業継続のための態勢強化

4 事業計画

(単位:百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比	
保証 承諾	115,000	115.0	
保証債務残高	264,000	110.0	
代 位 弁 済	5,500	91.7	
実際回収	1,050	100.0	

※ 実際回収とは、元金及び損害金の回収をいいます。

経営計画の詳細は当協会ホームページで公表しています。



保証利用のご案内

●ご利用になれる保証の限度額

						個人・法人	糸	1	合
_	般	般 保		般 保 証 2億円		4億円		4 億円	
無	担	保	保		証	8,000万円		8	8,000万円
無担	3 保無	保	証人	保	証	2,000万円		2	2,000万円

- ① 東日本大震災復興緊急保証は、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ② セーフティネット保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ③ 災害関係特例保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。
- ④ 危機関連保証についても、上記保証の限度額と別枠でご利用できます。 ただし、①②③④は、合わせて無担保で1億6,000万円、総枠で5億6,000万円です。 また、②と③は総枠で2億8,000万円以内です。
- ⑤ 特定社債保証については、セーフティネット保証及び危機関連保証を除く一般保証、無担保保証と、合計で5億円が限度となります。
- ⑥ 流動資産担保融資保証は、他の保証と別枠でご利用できます。
- ⑦ 無担保無保証人保証は、他の保証と併用することはできません。
- ⑧ その他、公害防止・エルギー対策・新事業開拓・海外投資関係保証等で上記保証の限度額とは 別に取扱できる保証もありますので、各支店にお気軽にご相談ください。

●保証をご利用になれる方

個人事業者及び会社・組合等法人事業者であって、次の資格要件にあてはまる方が、ご利用になれます。 なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象となりません。

住所・営業実績

個人の場合は住居または事業所を、法人の場合は本店または事業所を、福島県内に有していること。 営業年数は問わず現に事業(保証対象業種)を営んでいること。 なお、制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

資本金・従業員数

事業の規模(資本金・従業員数)が次の条件にあてはまること。

業種	資 本 金	従 業 員
製造業等(建設業、運送業等)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
サービス 業	5千万円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	_	300人以下

ただし、次の政令特例業種については次のとおりとなります。

政 令 特 例 業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ) 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

[※] 従業員は、常時使用する従業員数となります。なお、個人の場合の事業主と同一生計にある三親等以内の親族、法人の場合の役員は、常時使用する従業員数には含まれません。

※ 法人は、資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

- ※ 個人、特定非営利活動法人については、常時使用する従業員数の条件を満たす方です。
- ※ 宗教法人・学校法人・有限責任事業組合 (LLP) 等は保証の対象となりません。

保証の対象となる借入金の資金使途は、事業経営に必要な運転資金又は設備資金などの事業資金であ ることが必要となります。

生活資金や住宅資金、投機資金等の非事業性資金は対象となりません。

保証対象業種

中小企業者であればほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業(一部対象業種あり)、性風俗関 連特殊営業、サービス業の一部、金融業等は保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けているこ とが必要となります。

連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

- 1. 実質的な経営権を持っている方、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当 該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- 2.本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保 証依頼がある場合であって、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申出があった場合

扣 保

担保は必要な場合があります。

責任共有制度

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する 仕組みに変更したもので、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の 皆様に対するより一層の支援を行うことができるようにすることを目的に平成19年10月1日より導入 されました。

「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれか一方の方式を選択、採 用することになっています。いずれの方式においても金融機関の負担割合は同じです。

なお、金融機関の採用した方式がいずれであっても、ご利用になる中小企業の皆様にご負担いただく 信用保証料は同じです。

扣 合 負 割

原則として、保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

保証協会	金融機関
80%	20%

責任共有制度の対象

原則として、全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部対象から除外される保証制度があ ります。対象外となる保証は、従来同様、協会の100%保証となります。

【責任共有制度の対象外となる主な保証】

- · ※小□零細企業保証(「全国小□」)
- ・ 福島県小規模企業支援資金融資保証(上記制度に準拠して創設された県制度、「県小規模」)
- ・ 無担保無保証人制度(特別小口保険に係る)保証
- ・ 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証

体制

· 災害関係特例保証、東日本大震災復興緊急保証

※責任共有制度導入にあたり対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。

保証限度額:2,000万円 (既保証残高を含む)

対象事業者:常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人

及び法人等

●保証料について

保証をご利用いただく場合には、その保証金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の保証料をお支払いいただくことになります。いただいた保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営していく上で必要な費用に充当されます。

保証料率体系

保証料率は、従来は一律でしたが、保証料率の弾力化に伴い、ご利用される中小企業の皆様の経営状況に応じ次の9段階に区分された保証料率体系となり、責任共有制度の対象となる保証には責任共有保証料率が、対象外となる保証には責任共有外保証料率がそれぞれ適用されます。

ただし、セーフティネット(経営安定関連)保証や流動資産担保融資保証等の特別な保証については、 例外として政策的に配慮された一律の保証料率が適用されています。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証)	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

- 注)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。 保証書、保証料計算書等への表示は「責任共有保証料率」として表示しています。
- 注)責任共有外保証料率は、保証委託額(100%保証ですので、貸付金額と同額となります)に対する率です。表示上は、単に 「保証料率」とのみ表示することとしています。
- 注)特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証又は当座貸越根保証のことをいいます。
- 注)県・市町村の制度保証の保証料率は、上記料率よりも低く設定する等の措置が講じられています。

料率区分の決定

適用する料率区分は、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用し、お客様の財務内容を総合的に評価し決定しています。

「CRD」とは、経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより中小企業金融の円滑化を支援することを目的に平成13年に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

現在は、 非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

割引制度

当協会では、全国統一割引に加え、制度によっては基準となる保証料の引き下げを実施し、中小企業の資金調達コストの負担軽減を図っております。

【全国統一割引】

- 1. 会計参与設置に関する割引 (略称:会計参与割引) 0.1% 割引
- 2. 有担保保証に対する割引 (略称:有担保割引 0.1% 割引

【保証料率を引き下げている主な保証制度】

- ・東日本大震災復興緊急保証 ・ふくしま復興特別資金(復興枠) ・ダブルサポート保証(結)
- ・創業等関連保証・・創業関連保証・福島県起業家支援保証・継続サポート(どっしりくん)
- ・新型コロナウイルス対策特別資金

主な保証制度のご案内

中小企業の多様な資金ニーズに対応するため、豊富な「保証メニュー」を取り揃えております。 さらに、中小企業者の金融円滑化・金融費用負担軽減策として、福島県及び市町村が財政措置を講じ実施 している保証制度もあります。

主な保証制度を掲載しますので、ご参照ください。

<ご利用の目安>	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
通常の運転・設備資金に	普通保証	2億円(組合4億円)	必要な期間	年0.45~1.90%※
	無担保保証	8千万円	原則5年以内	①②適用
大□資金を反復・継続的に	当座貸越根保証	2億8千万円	1年間もしくは2年間	年0.39~1.62%※
				①②適用
小口資金を反復・継続的に	事業者カードローン	2千万円	1年間もしくは2年間	(無保証人 年0.90%※
	当座貸越根保証			①適用)
小規模事業者の方の資金調達に	県小規模企業支援保証	2,000万円	運転 7年以内	年0.15~1.10%※
		(但し、既存保証額と合算	設備 10年以内	①②適用
		して2,000万円)	(無保証人 5年以内)	(無保証人 年0.90%※
				①適用)
手形借入・割引を継続的に	根保証(一般)	2億円	1年以内	(一般)
	根保証(手割)			年0.45~1.90%※
				①②適用
				(手割)
				年0.39~1.62%※
				①②適用
直接金融による資金調達に	中小企業特定社債保証	4億5千万円	2年~7年	年0.45~1.90%※
		(発行価額限度5億6千万円)	(年単位)	①②適用
売掛債権及び棚卸資産による	流動資産担保融資保証	2億円	根保証 1年間	年0.68%※
資金調達に		(借入限度2億5千万円)	個別保証	(県短期併用 年0.60%※)
			既発生債権 6カ月以内	①適用
			将来債権 1年以内	
借換による資金繰りの改善に	借換保証	2億8千万円	原則として10年以内	利用する各制度に定める
		但し、中小企業信用保険		料率·割引適用
		法 第2条第5項第6号認定	条件変更改善型借換保証	セーフティネット併用
		に係る限度額は	15年以内	①適用
		3億8千万円		1~4、6号年0.80%※
		(組合4億8千万円) 		5、7、8号年0.75%※
	県経営環境改善保証	5千万円	15年以内	年0.45~1.60%※
				①②適用
			セーフティネット保証	セーフティネット併用
			10年以内	①適用
				1~4、6号年0.70%※
大川大本米タ 人の記さり			10711	5、7、8号年0.65%※
有利な事業資金の調達に	県長期安定保証	運転 5千万円	10年以内	年0.45~1.60%※
		設備 1億円 (世界末24g-0141.65円)	(ただし、土地・建物を取得	①②適用
		(併用する場合は1億円) 	する場合20年以内)	セーフティネット併用
				①適用
				1~4、6号年0.70%※ 5、7、8号年0.65%※
	市町村合理化資金	 市町村の定めにより	市町村の定めによる	市町村の定めにより
	等保証	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	こことできる。	□町村の走めにより 年0.00%~1.90%※
	が配	 2011 2011 10		中0.00%~1.90% % ①②適用
 海外直接投資に	海外投資関係保証	2億円	10年以内	年1.15%※
/9/10世後仅長に	河外又貝民际体証	21息円 (組合 4億円)	104以四	中1.15%※ ①②適用
				して旭川

<ご利用の目安> 制度名 保証限度額 保証期間 保証料率 創業者の資金調達に • 一般枠 10年以内 一般枠 県起業家支援保証 強化法の承認、旧創造法の 年0.15~1.15%※ 認定、旧産業再生法の認定 ①②適用 創業等関連保証枠 等、特許等を有する方 5千万円 年0.40%※ それ以外の方2千万円 ①適用 (但し創業者については、 創業関連保証枠 年0.35%※ 自己資金の5倍を限度) ①適用 • 創業等関連保証枠 1千5百万円 • 創業関連保証枠 2千万円 創業等関連保証 1千5百万円 10年以内 年0.70%※ 他の保証と合算した限度額 ①適用 は創業関連保証に同じ (但し、事業を営んでいない 個人の創業者については自 己資金額を限度) 年0.65%※ 創業関連保証 2千万円 10年以内 再挑戦支援保証及び創業 1)適用 等関連保証と合算して3千5 百万円 (但し、他無担保保証を利用し た場合、合計で8千万円) 取引先の倒産、業界不振 セーフティネット(経営 1号~5号及び7号~8号 運転 1~4、6号年0.80%※ 5、7、8号年0.75%※ または災害による経営の 2億8千万円 10年以内 安定関連)保証 安定に (組合 4億8千万円) 設備 県短期·県長期併用 経済産業大臣が指 6号 20年以内 上記保証料率より0.1%割引 定した認定要件 1~ 3億8千万円 8号のいずれかの認 (組合 4億8千万円) ①適用 定を受けた方 県関連倒産防止資金融 • 一般枠 10年以内 年0.35%~1.35%※ 資保証制度 ①②適用 運転 2千万円 • 取引円滑化枠 5年以内 運転 1千万円 (但し、債権額の1.2倍以 内) 経営の安定または災害による事 県緊急経済対策資金 • 外的変化対応資金 10年以内 年0.35%~1.35%※ 業再建、経営の安定に 融資保証 運転 5千万円 ①②適用 設備 7千万円 (併用する場合は7千万円) • 経営安定特別資金 10年以内 セーフティネット (セーフティネット保証5 年0.65%※ 号、危機関連保証の認定を 危機関連年0.70%※ 受けた方) ①適用 5千万円 年0.5%※ • ふくしま復興特別資金 復興枠 15年以内 ①適用 8千万円 激甚対策枠 10年以内 8千万円 • 豪雨災害特別資金 10年以内 年0.5%※ 8千万円 ①適用 ・新型コロナウイルス対策 10年以内 年0.5%※ 特別資金 ①適用 8千万円

<ご利用の目安>	制度名	保証限度額	保証期間	保証料率
事業の成長・発展のために	ふくしま産業育成資金	5千万円	10年以内(一部15年以内)	年0.35%~1.35%※ 福島県次世代育成支援 企業認証他、県の指定する認 証等を受けた方 年0.25%~1.25%※ 雇用促進枠 年0.05%~1.05%※ ①②適用 国の特別制度併用 年0.65%※ ①適用
災害による事業再建、経営の安定に	災害関係保証 事業用資産に被災 を受けた罹災証明 書を有する方	 災害関係保証(東日本大震災) (令和2年3月31日貸付実行分まで) 適用地域:全国無担保8千万円有担保2億円 (組合4億円) 		年0.7%※ ①適用
	東日本大震災復興 緊急保証 市区町村が発行する罹災証明書・書類を有する方	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	10年以内	年0.7%※ ①適用
経営力の強化を図るために	経営力強化保証	無担保 8千万円 有担保 2億円 (組合4億円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保 証協会付きの既往借入金 を借り換える場合は10年 以内	責任共有 年0.45~1.75%※ ①②適用 責任共有対象除外の場合 年0.50~2.00%※ ①②適用
	福島県経営力強化保証	5千万円	一括返済 1年以内 分割返済 運転 5年以内 設備 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本制度によって保 証協会付きの既往借入金 を借り換える場合は10年 以内	
プロパー融資との協調融資に	ダブルサポート保証 (結)	2億円以内 (本資金に必要な借入金のう ち30%以上について金融機 関の協調融資が必要)	運転 10年以内設備 20年以内	年0.35%~1.80%※ ①②適用
安定した資金繰りを図るために	継続サポート(どっしりく ん)	2千万円 一企業一□限り	運転 1年以内	年0.41~1.71%※ ①②適用
事業承継をお考えの方に	ふくしま事業承継資金融資保証	1億円 (中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けた場合は2億円)	10年以内	年0.05~1.05%※ ①②適用

保証料率の※は保証料率割引制度の適用について

①会計参与割引を行う。②有担保割引を行う。

経営支援メニューのご案内

保証協会を利用されている方のみならず、創業をお考えの方まで、営業店・支店と経営支援室が一体となって、中小企業の皆様の状況に応じた様々な経営支援施策をご用意しておりますので、お気軽にご相談下さい。

●専門家派遣事業

中小企業の皆様のニーズに応じて、中小企業診断士をはじめとした専門家を派遣し、経営課題解決のお手伝いをします。

【相談内容例】

- □新たに事業を開始したい。 □新たな販路を開拓したい。 □経営ビジョンをつくりたい。 □コストダウンを図りたい。
- □創業後の事業を軌道に乗せたい。 □事業を後継者に引き継ぎたい。

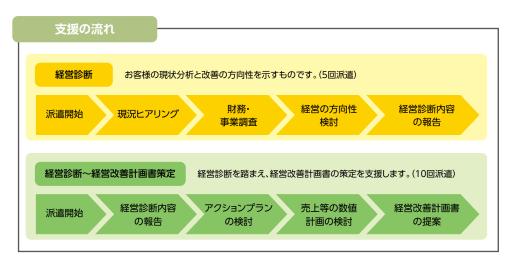
1 福島県中小企業診断協会と連携した専門家派遣

【対象となる方】

- ・事業経営において悩みを抱え、解決に向け専門家派遣を希望される方。
- ・原則として保証協会を利用している方が対象となります。

【派遣費用・回数】

- ·無料(全額協会負担)
- ・経営診断と改善計画策定との合計で、最大10回となります。



2 「ミラサポ」を利用した専門家派遣

当協会は、ふくしま中小企業支援プラットフォームの構成機関となっており、中小企業庁が開設する中小企業・小規模事業者向けの支援ポータルサイト『ミラサポ』を通じた専門家派遣の利用ができます。

専門家派遣による支援の実施にあたっては、『ミラサポ』への登録が必要となります(ご登録には メールアドレスが必要です)。

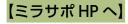
詳しくは、「ミラサポ未来の企業★応援サイト」をご覧ください。

【対象となる方】

- ・事業経営で悩みを抱え、解決に向け専門家の派遣を希望される方。
- ・当協会のご利用の有無にかかわらず利用ができます。

【派遣費用・回数】

・無料 ※最大3回まで(事業承継を含む場合は最大5回まで可)





体 制

経営改善計画策定支援事業(通称: 405 事業)

事業再生・経営改善を図るために認定支援機関(注)による支援を受けて経営改善計画を策定し、金 融機関から金融支援を得ることを目指す方のお手伝いをします。

※県経営改善支援センター2/3、保証協会1/3の補助があります。

(注) 認定支援機関 (認定経営革新等支援機関) とは

「中小企業経営力強化支援法」により、専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等(税 理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士など)を、国が審査し、経営革新等支援機関として認 定する公的な支援機関です。

1 県経営改善支援センターからの計画策定費用の補助

【補助対象計画策定のポイント】

- ・認定支援機関の支援を受け改善計画を策定すること。
- ・3年間のモニタリング計画が策定されていること。
- ・改善計画書は、全取引金融機関の同意が必要です。

【県経営改善支援センターの補助対象費用】

・経営改善計画策定支援費用の2/3 (上限200万円) まで可です。

2 保証協会からの計画策定費用の補助

上記「経営改善計画策定支援事業」を利用した場合に、残り1/3の「自己負担部分」に対して補助し ます。(上限20万円)

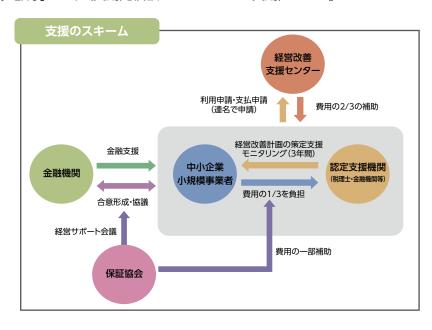
【保証協会の補助対象者】

次の要件のすべてに該当する中小企業の皆様を費用補助の対象とします。

- ・当協会の利用がある方
- ・経営改善に積極的に取組む意欲がある方
- ・原則として、経営サポート会議を活用する方

【保証協会の補助対象費用】

- ・「自己負担部分」の80%とし上限20万円とします。
- ・自己負担部分が10万円以下の場合は全額、10万円を超える場合自己負担部分の80%と10万円のい ずれか大きい金額を補助します。
- ※「自己負担部分」=『(費用見積額-モニタリング費用)×1/3』



経営サポート会議

中小企業の皆様の経営改善を促進することを目的に、取引金融機関等の関係機関が意見交換を行うことで、関係者が支援に向けた方向性について意見交換を行う会議を保証協会が事務局を務め運営し、迅速かつ適切な支援に繋げます。

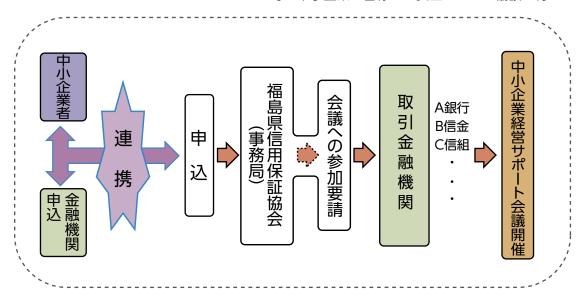
【対象となる方】

経営改善計画を策定するなど真摯に経営改善の努力を行っており、複数の金融機関と与信取引の中で、金融機関間の金融調整を希望する、保証協会利用のある県内の中小企業の皆様。

※経営サポート会議は、

- □返済条件の緩和等を行いたいが、取引金融機関が複数あり思うように相談できない。
- □経営改善を行いたいが、計画の作成方法が分からない。
- □事業計画や改善計画を策定したので、計画を説明したい。

等、中小企業の皆様のご要望について協議を行います。



経営相談会

中小企業の皆様が抱える様々な経営課題に対するアドバイスを通じ、皆様の成長を応援するため、福島営業店・各支店において、6月~12月にかけて「まるっと1日相談会」を、毎月第2木曜日には「夜間相談会」を開催しておりますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

【対象となる方】

- ① 創業・第二創業予定者
- ② 新規借入を予定されている方
- ③ 資金繰りに困っている方
- ④ 経営計画の策定に困っている方
- ⑤ 経営の改善に悩んでいる方 等

【主な相談内容】

- ① 財務分析を主体とした経営アドバイス
- ② 経営戦略のサポート
- ③ 資金調達に関するアドバイス 等

保証利用の

個人情報保護

創業がっちり!サポート

保証協会利用予定の創業を希望される皆さまに、創業のご相談から、専門家派遣事業を活用した創業計 画策定支援、創業保証、フォローアップまで、創業の経営の安定を"がっちり"サポートいたします。

【創業計画づくりをサポート!】

専門家(中小企業診断士)を派遣し、創業を目指す皆さまの計画づくりをお手伝いします。 専門家と一緒に、しっかりと創業の準備をして、がっちり成功をつかみましょう。

【創業資金をサポート!】

低い保証料率・連帯保証人原則不要(法人は代表者のみ)~創業者向けの保証制度は、とてもご利用 しやすくなっています。

専門家派遣などのサービスは無料~皆さまにご負担いただくのは保証料のみです。



経営相談窓口

経営支援室

TEL. 024-526-1520

FAX. 024-573-8489

■福島営業店・各支店に経営相談担当窓□を設置しています。 裏表紙の「本店・支店のご案内」をご覧下さい。

相談窓口、特別相談窓口の設置

また、経済情勢等に合わせて特別相談窓口、相談窓口を福島営業店・各支店に設置し、ご相談内容に 応じた各種保証制度、経営支援の案内などを行っています。お気軽にご利用ください。

なお、令和2年9月1日現在で設置している特別相談窓口、相談窓口は次のとおりです。

特別相談、相談窓口一覧

■災害関係

- ◇東日本大震災に関する特別相談窓□
- ◇平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓□
- ◇令和元年台風19号に伴う災害に関する特別相談窓□

■その他

- ◇賃金水準上昇対策相談窓□
- ◇英国における E U残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- ◇新型コロナウイルスに関する経営相談窓□

コンプライアンス態勢

●コンプライアンスの取り組み姿勢

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援の下に、中小企業金融の円滑化と経営支援のための不可欠な公的機関として、中小企業の健全な育成を図るという中小企業施策の重要な一翼を担っていることから、信用保証協会の業務運営においては、各種法令を遵守した行動が求められています。

このような状況下、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ「コンプライアンス」(法令等遵守)を基本として、社会からの揺るぎない信頼確立に向けて「福島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、また、その精神の遵守及び役職員の意識の共有化と行動基準の統一化を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を策定しました。

これらに基づき、コンプライアンスを推進するためにコンプライアンス委員会を設置し、統括部署及び担当者を定め、コンプライアンス関連マニュアルの整備や法令等遵守状況の管理及び職員の意識啓発を行っています。

このように高い自己規律を構築し、コンプライアンスの推進、管理について組織として対応することは、信用保証制度全体に対する更なる信頼の確立に繋がるものと考えております。

●信用保証協会倫理憲章

■ 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

■ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

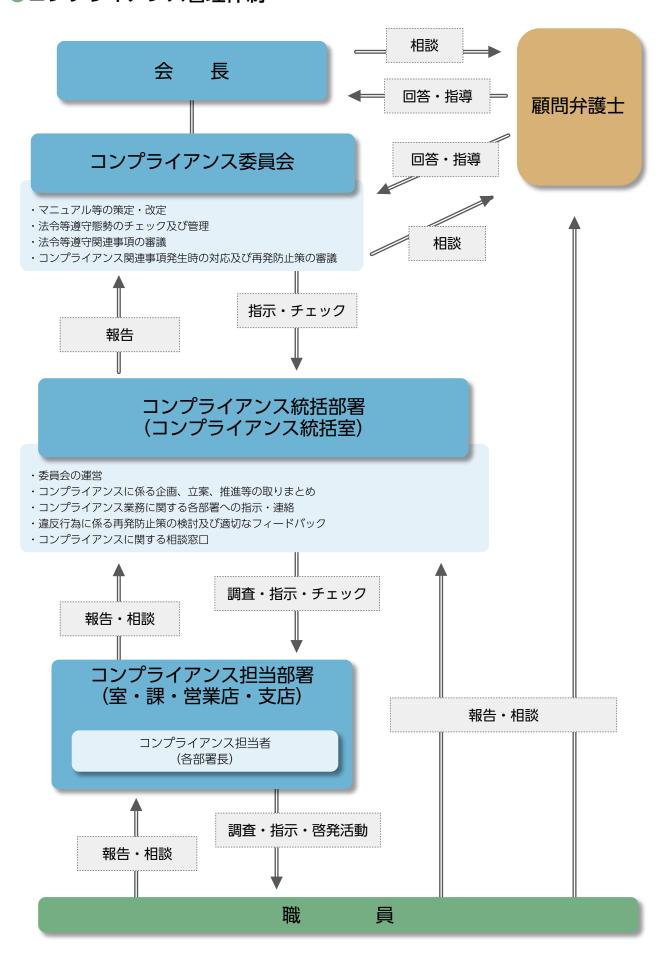
■具体的行動基準

- (1)法令・ルール等の遵守
- (2)誠実な職務の遂行
- (3)守秘義務の履行
- (4)職務上の地位と関係者との付き合い
- (5)コンプライアンス関連事項への対応
- (6) 反社会的勢力への対応強化

(対応連絡会議の設置とデータベース構築管理)

- (7)外部からの苦情・トラブルへの対応
- (8)職場秩序の維持
- (9)違反行為の報告
- (10)懲罰

●コンプライアンス管理体制



組織体制

個人情報保護

■個人情報保護宣言

福島県信用保証協会は、中小企業等の皆様が金融機関から受ける貸付金等の債務を保証することを主たる業務として、中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることとしております。

業務運営を進めるにあたりまして、信用保証制度の一層の信頼を得られるよう、お客様の個人情報の取得・利用等の取り扱いにつきましては、次の方針で取り組みます。

11個人情報に関する法令等の遵守

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、ガイドライン等を遵守します。

2 個人情報の取得・利用・提供

- ①取得する個人情報の利用目的につきましては、その内容を公表します。
- ②お客様の個人情報の取得・利用する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得て 行います。
- ③取得したお客様の個人データを第三者に提供・開示する場合は、法令等に定める一定の場合を除き、 お客様の同意を得て行います。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た情報で公表されていないものを利用する場合は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的に使用します。
- ⑤個人信用情報センターから提供を受けたお客様の返済能力に関する情報を使用する場合は、お客様の 返済能力の調査を目的として行います。

3 個人データの適正管理

①お客様の個人データについて、取得、利用、保管等の各段階に応じて組織的・人的・技術的な安全管 理措置を講じます。

また、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように点検するとともに、必要により見直し を行います。

②個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合には、適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

4 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ②保有個人データの開示及びその利用目的の通知等に必要な手続については、内容を公表します。

■ 保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止

お客様からの次に掲げる保有個人データの訂正等の求めがある場合につきましては、法令等に定める 一定の場合を除き、調査確認のうえ、適切に対処します。

- ①協会が保有する個人データに、誤りを理由として訂正・追加・削除の求めがある場合
- ②お客様の個人情報の不適切な取得、または目的外の利用を理由として保有個人データの利用停止また は消去の求めがある場合
- ③保有個人データをお客様の同意を得ないで第三者に提供していることを理由として停止の求めがある 場合

6 相談窓□の設置

お客様からの次の個人情報に関する質問・苦情等につきましては、適切かつ迅速に取り組みます。 このための相談窓口を設けます。

- ①個人データの開示・利用目的の通知に関すること
- ②個人データ訂正・追加・削除に関すること
- ③個人情報の利用停止に関すること
- ④個人データ第三者提供の停止に関すること
- ⑤安全管理措置に関すること
- ⑥その他個人情報等に関する各種のお問い合わせ

相談窓口

総	務企	画	課	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま11階	TEL.024-526-2331
福	島営	業	店	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま10階	TEL.024-526-1530
郡	Ш	支	店	郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階	TEL.024-932-2769
$\dot{\boxminus}$	河	支	店	白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階	TEL.0248-24-0156
会	津	支	店	会津若松市南千石町2番19号	TEL.0242-23-9171
い	わき	支	店	いわき市平字材木町3番地の1	TEL.0246-23-3570
相	双	支	店	南相馬市原町区本町1丁目3番地	TEL.0244-23-5105

公表事項等に関するご案内

https://www.fukushima-cgc.or.jp/ ホームページ







【南湖公園・翠楽苑】

白河市の南湖公園(国史跡名勝)は、寛政の改革で知られる白河藩主・松平定信 が身分の差を越え誰でも憩える「士民共楽」の理念のもと築造した、日本国最古 といわれる公園です。湖畔の松・桜、楓などは四季折々に典雅な風趣をたたえ、 今もなお多くの人々を魅了し続けています。

翠楽苑は、定信の庭園理念を引き継ぎ、日本文化の伝承を体現する施設として つくられた、南湖公園の一角にある回遊式日本庭園です。





掲載写真:南湖公園

Disclosure 2020

福島県信用保証協会 Fukushima Credit Guarantee Corporation

発 行 2020年9月 福島県信用保証協会 総務部 総務企画課

住 所 〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 (コラッセふくしま 11階)

電 話 024-526-2331

本店・支店のご案内

本 店

〒960-8053 福島市三河南町1番20号

コラッセふくしま10階、11階

TEL (024)526-2331代

FAX (024) 536-5090

福島営業店/TEL (024)526-1530 FAX (024)533-8721

保証統括課/TEL (024)573-5265 FAX (024)534-3619

管理統括課/TEL (024)525-3537

FAX (024) 534-3619

経営支援室/TEL (024)526-1520

FAX (024) 573-8489





郡山支店

〒963-8005 郡山市清水台1丁目3番8号 郡山商工会議所会館3階 TEL (024)932-2769代 FAX(024)925-2637





白河支店

〒961-0957 白河市道場小路96番地5 白河商工会議所会館2階 TEL (0248)24-0156代 FAX(0248)24-1419





会津支店

〒965-0816 会津若松市南千石町2番19号 TEL (0242)23-9171代 FAX(0242)23-9173





いわき支店

〒970-8026 いわき市平字材木町3番地の1 TEL (0246)23-3570代) FAX(0246)25-5729





相双支店

〒975-0008 南相馬市原町区本町1丁目3番地 TEL (0244)23-5105代 FAX(0244)24-5905





